

大阪、昭51不25、昭54. 7. 19

命 令 書

申立人 西上プロダクション似顔絵画家組合

被申立人 有限会社西上プロダクション

同 阪急電鉄株式会社

同 株式会社ジェイ・アール・イー

主 文

本件申立ては、これを却下する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者

- (1) 被申立人有限会社西上プロダクション（以下「西上プロ」という）は、肩書地（編注、大阪市）に事務所を置き、似顔絵、さし絵、漫画、その他イラストレーションの制作・販売を営む会社である。

似顔絵制作業務は、主に宝塚ファミリーランド及びエキスポランドの各園内に似顔絵コーナーを設け、それぞれ昭和50年11月2日及び同月6日、コーナーが閉鎖されるまで続けられていた。

なお、西上プロは、45年ごろから同社の代表取締役であるB1（以下「B1」という）が営んでいた個人企業（以下、これをも「西上プロ」という）を、50年5月21日、有限会社に組織変更したものである。

- (2) 被申立人阪急電鉄株式会社（以下「阪急」という）は、肩書地（編注、大阪府池田市）

に本社を置き、地方鉄道、旅客自動車運輸業等を営むほか、付帯事業として宝塚ファミリーランドを経営している会社であり、本件審問終結時の従業員数は約5,700名である。

(3) 被申立人株式会社ジェイ・アール・イー（以下、「J・R・E」という）は、肩書地（編注、大阪市）に事務所を置き、エキスポランドなどの遊園地及び各種娯楽場を営む会社であり、本件審問終結時の従業員数は、約10名である。

(4) 申立人西上プロダクション似顔絵画家組合（以下「組合」という）は、西上プロと似顔絵制作についての契約を結び、宝塚ファミリーランド及びエキスポランドなどにおいて、似顔絵の制作に従事していた者5名（本件審問終結時）によって組織されている労働組合である。

## 2 西上プロと阪急及びJ・R・Eとの関係

(1) 45年11月ごろから西上プロは宝塚ファミリーランド内で似顔絵制作の営業を始めたが、48年4月1日からは阪急との間に正式に期限を1年とする「似顔絵マンガ営業契約」を毎年締結していた。50年4月1日に締結された同契約の内容は次のとおりである。

阪急宝塚経営部（以下「甲」という）とB1（以下「乙」という）とは似顔絵マンガの営業について下記のとおり契約する。

### 記

第1条 甲は、宝塚ファミリーランドおとぎセンター内（冬季及び甲の指示あるときは、本館内）の指定する場所で、乙に似顔絵マンガの営業を許可する。

第2条 乙は、営業の売上金を毎日指定された時間内に、指定された方法で甲に入金する。甲は、毎月15日締切で月末に売上金から手数料を差し引いて、乙に支払うものとする。

第3条 前条に定める手数料は、色紙1枚（500円）につき100円とする。

第4条 乙は第1条の営業に必要な一切の費用を負担するものとする。

第5条 （略）

第6条 次の各号の1に該当する事由が乙に生じたときは、甲はなんらの催告なしに本契約を解除することができる。

- (1) 施設を不正もしくは不当に使用したとき
- (2) (略)
- (3) その他著しく不信の行為があったとき

第7条 乙は、施設を善良なる管理者の注意をもって、保守管理し、環境の浄化、各種防災等の万全を図るとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 乙は、甲の許可なくして、勝手に営業を中止したり、休業をしてはならない。
- (2) 乙の使用人は、甲の定める規律を守るものとする。
- (3) 以下 (略)

第8条 (略)

第9条 この契約の有効期間は、昭和50年4月1日から昭和51年3月31日までとする。

なお、50年5月21日、西上プロが有限会社に組織変更した後の契約内容も、これと同じである。

- (2) 宝塚ファミリーランド及びエキスポランドの似顔絵コーナーは、シーズン中は常時開設されていたが、シーズン・オフ（冬季）は常時開設されてはいなかった。両コーナーの開設状況は、次表のとおりである。

なお、阪急は、前記契約書第7条第2号に基づき、西上プロを通じ似顔絵制作者に対して、自己の名を明記した「名札」を着けるよう指示したり、また、「宝塚ファミリーランド」と明記してある紙袋に、似顔絵を入れて客に手渡すよう指示していた。

- (3) 西上プロは、J・R・Eの許可を得て、エキスポランド内でも営業を行っていた。

コーナー	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
	年	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
宝塚ファミリーランド	49	12	5	22	27	29	29	24	31	27	28	23	4	261
	50	13	14	29	27	28	30	30	28	29	30	2	-	260
エキスポランド	49	10	0	22	28	29	26	29	31	27	29	30	4	265
	50	12	0	26	29	30	26	30	31	30	31	5	-	250

### 3 西上プロの業務の実態

- (1) 業務の種類及び画料等

① 西上プロの業務のほとんどは、似顔絵の制作で、主に宝塚ファミリーランド及びエキスポランドで常設コーナーを設け、入園者を対象に似顔絵の制作にあっていた。また、ときには化粧品会社、百貨店、スーパーマーケット等が顧客のサービスのため、臨時に似顔絵コーナーを開設しようとするとき、これらの会社から制作者の派遣依頼があった場合、西上プロは、適宜所属の似顔絵制作者に指示し、派遣していた（以下、これを「出張業務」という）。この出張業務回数は、人により異なるが、年間一人平均、数回程度であった。

その他、出版・印刷等の関係者から、さし絵、イラスト等の依頼があれば、西上プロの事務所内で、これらの制作にあっていた。

② 申立人組合員A1、同A2、同A3、同A4及びA5（以下、各人の表示は姓のみをもって行う）は、それぞれ48年10月、49年3月、同年9月、50年2月及び同年3月以降、西上プロに所属して似顔絵制作にあっていた者である。

所属当初、同人らは「社員」と称せられ、その賃金は、事務所に勤務する場合は日給のみ、また、似顔絵コーナーに勤務する場合は、前記の日給より低く定められた日給に、別途定められた似顔絵制作1枚当りの額に制作枚数を乗じた額を加算したものであった。

③ 社員らのほとんどは、一定の経験期間を経過した後、西上プロの求めに応じ、又は自ら望んで同プロが作成した「似顔絵揮毫参加誓約書」（以下、単に「誓約書」という）に署名押印して提出した。この誓約書を提出した者が、いわゆるフリーランス契約のもとに似顔絵制作に参加していた者（以下、これを「フリーランサー」という）である。フリーランサーの収入は、前記社員の場合と異なり、西上プロと各フリーランサーが、別途に契約した似顔絵制作1枚当たりの契約額（以下、これを「画料」という）に、似顔絵制作枚数を乗じた額及び出張業務で得た額を加算したものである。

なお、上記誓約書の内容は、次のとおりである。

私儀フリーランス（自由契約）のもとに、似顔絵揮毫に参加するにあたり、次の各項を誓約します。
---

- ① 貴社似顔絵コーナー維持継続に必要な行為は、積極的に協力するのはもちろんのこと、その発展につとめます。
- ② 貴社の品位と名誉を尊重、利益に反する行為は一切行いません。
- ③ 画料についてのとりきめは、双方の話し合いで決定し、それ以外の要求、求償は行いません。
- ④ 過失、その他の不都合によって、貴社に損害を掛けた場合は、直ちにそれを賠償いたします。
- ⑤ 貴社の都合及び参加場所の都合及び不相当と認められる際は、参加を取消されても異議がなく、この処置に対しては、貴社の迷惑となる要求は致しません。

年 月 日

住所

氏名 ⑩

西上プロダクション様

また、宝塚ファミリーランド及びエキスポランドにおける似顔絵1枚当たりの販売単価等は次表のとおりである。

コーナー	期 間	販売単価	場所代	画 料	備 考
宝 塚 ファミリ ラ ン ド	50.1.2 ～50.4.15	円 400	円 65	円 140～160	
	50.4.16以降	500	100	160	50.8.1以降、A1の画料のみ176円
エキスポ ラ ン ド	50.1.2 ～50.7.20	400	140	140～160	
	50.7.21以降	500	175	160	

(注) 場所代とは、阪急又はJ・R・Eに支払う金額をいう。

- ④ 社員は、西上プロと「労働契約書」を交わし、その契約書には契約期間（1年間）、勤務時間（1日実働7時間）、休日（日曜・祭日を除き週2日）及び賃金が記載され、そのとおり実施されていた。また、社員には雇用保険が適用され、税法上その収入は給与所得として取り扱われていた。

他方、フリーランサーには雇用保険は適用されておらず、また、その収入に対する

税法上の取扱いも社員の場合と異なり、給与所得としては取り扱われていなかった

なお、上記以外の社員とフリーランサーとの相違点は次のとおりである。

区 分	社 員	フ リ ー ランサー
精 ・ 皆 勤 手 当	有	無
ボ ー ナ ス	有	無
退 職 金	有	無
遅刻・早退届出義務	有	無

- ⑤ 49年3月末ごろ、B1はA1に対して、他のフリーランサーと同様、一定の経験期間を経過したので、フリーランサーになるよう求めたところ、A1はフリーランサーの契約内容・画料がB1の一方向的な押付けであるとして、誓約書の提出を拒否した。しかし、その後A1は、フリーランサーとして他のフリーランサーと全く同じ条件で業務に参加していた。

A2は49年4月9日、A3は同年9月27日、A4は50年4月29日、A5は同年5月26日、それぞれフリーランサーとなり、以後、西上プロの指定した場所、すなわちA3以外の者は宝塚ファミリーランドで、またA3はエキスポランドでそれぞれ似顔絵の制作にあっていた。ただし、A1は、西上プロの指示により当初の2・3カ月間はエキスポランドへ参加していた。

- ⑥ 西上プロの人的構成は、上記のとおり社員と呼ばれる従業員とフリーランサーの2種類で構成されていたが、似顔絵制作者のほとんどはフリーランサーで占められていた。

ところで西上プロでは、各コーナーでの似顔絵制作業務に付随する売上代金の計算・納入、事務所への連絡、業務の開始準備・後片付け及び色紙を倉庫からコーナーまで運搬する業務等は、主として社員が行うこととなっていたが、準備、後片付け、運搬の業務等は、適宜フリーランサーも行うことがあった。しかし、50年4月ごろからこれらの業務のうち比較的分量の多い代金の計算・納入業務を、西上プロが別途委嘱したフリーランサー（以下、これを「嘱託フリーランサー」という）、が社員に代って行

うこともあった。嘱託フリーランサーには、一定の手当が支給された。

- ⑦ 従前、各フリーランサーの画料は、西上プロが販売単価及び各人の技量、経験年数等を考慮して、各人別に決めて提示し、各フリーランサーはこれに同意して、契約書に押印することにより決定されていた。しかし、その後一部のフリーランサーから、画料を一律にすべきであるという苦情がでたこともあって、50年4月16日から西上プロは、一律に160円ということにし、各フリーランサーと契約を締結した。

しかしA1は、この画料に不満を抱き、個人的に西上プロと画料引上げ交渉を行い、同人の制作した似顔絵に落款するとの条件で、同年8月1日から176円に引き上げられた。

- ⑧ 49年11月以前西上プロでは、コーナーへの参加を奨励する意味で、フリーランサーが週3日以下しか参加しなかった場合、その週の画料を契約画料より割引いた低い額で支給していた。しかし同年12月以降は、参加日数が週3日以下でも契約画料により支給した。

## (2) 似顔絵コーナーへの参加状況

- ① 西上プロでは、阪急との契約上、シーズン中は特別の場合を除き、入園者数が少ないとみられる雨天等の場合でも、似顔絵コーナーを開設していたが、入園者が極めて少ないときは、阪急の承諾を得て、閉園時を待たずに似顔絵コーナーを終了することもあった。

50年11月1日現在、フリーランサーは20数名であったが、宝塚ファミリーランドへの参加者数は少ない日で1名、多い日で10名前後、エキスポランドへは少ない日で1名、多い日で5・6名前後であった。

なお、各似顔絵コーナーのスペースの関係上、遅く参加した者は制作できないこともあった。

また、西上プロは、各フリーランサーに対してシーズン中の日曜・祭日等は、入園者が多いためできるだけ参加するよう要請していた。

なお、各フリーランサーの似顔絵コーナーへの参加状況は、次表のとおりである。

〔A〕 組合員別・月別参加状況（日数）

組合員名	月													計
	年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
A 1 (宝塚)	49	-	-	2	22	25	19	7	27	(1) 18	(1) 15	11	4	(2) 150
	50	(2) 12	10	15	23	17	16	17	(2) 21	(2) 16	16	2	-	(6) 165
A 2 ( " )	49	-	-	-	13	20	2	12	20	19	(1) 8	(1) 16	0	(2) 110
	50	3	0	7	15	14	15	20	21	(2) 11	12	(2)	-	(4) 118
A 3 (エクスポ°)	49	-	-	-	-	-	-	-	-	3	(2) 21	11	3	(2) 38
	50	0	0	8	(2) 11	(6) 15	10	9	24	(1) 6	9	2	-	(9) 94
A 4 (宝塚)	50	-	-	-	3	25	19	19	20	(1) 14	(1) 14	2	-	(2) 116
A 5 ( " )	50	-	-	-	-	5	17	23	26	(2) 16	16	(2) 1	-	(4) 104

( ) 内の数字は出張業務等への参加日数（外数）



〔B〕宝塚ファミリーランドの似顔絵コーナーへの参加状況

及び制作枚数（50.10.16～11.2の17日間）

区分	16 木	17 金	18 土	19 日	20 月	21 火	22 水	23 木	24 金	25 土	26 日	27 月	28 火	29 水	30 木	31 金	1 土	2 日	参加 日数
C 1	17				29	40	31	31		53	68	42			24		60		(10日) 395
・C 2	10			46	3			20	1	23			8		21		15	59	(10日) 206
◎A 1	12			54			4			40	66		15	0			33	71	(9日) 295
◎A 4	5	不		32	4		7		0	10	48	18					24	54	(10日) 202
▲C 3			0	65	25	33	10			32	52	24	15	1			35	71	(12日) 363
・C 4				50	8		6			12	61	15					22	62	(8日) 236
C 5				29						14	34						20	39	(5日) 136
◎A 5		明		39	2		7	11		25	35						25		(7日) 144
◎A 2				38	6		2	13											(4日) 59
・C 6					29		19	21		44	50	32			13		27		(8日) 235
C 7																		30	(1日) 30
C 8				53	17	36	18	27		23	61	15	7		4		34	75	(12日) 370
計(12名)																			(96日) 2671

(注) ① ◎印は申立人組合員

② ・印は元組合員

③ ▲印は社員

④ 数字は当日の似顔絵制作枚数

⑤ 上記12名の一人平均の参加日数は8.0日、参加率は47.1%である。

⑥ 申立人組合員4名の一人平均の参加日数は7.5日、参加率は44.1%である。

⑦ 上記12名の日曜日の平均参加率は72.2%である。

② フリーランサーには、似顔絵コーナーへの参加日数、参加開始・終了時間は、いずれも定められていない。

もっとも、各フリーランサーの似顔絵コーナーへの参加開始時間は、通常午前10時ごろから午後1時ごろにかけてであり、また、終了時間は、ほとんど閉園時間である午後5時であるが、なかにはそれ以前に終了する者もいた。

- ③ 西上プロは、各フリーランサーに対してシーズン・オフには、似顔絵の練習にくるよう要請したことがあり、また「君の絵は明るさに欠けている」、「左に傾きすぎる」、「デフォルメしすぎる」等の注意を与えたこともあった。

#### 4 本件の経緯

- (1) 50年10月1日、西上プロはA1及びC6（以下「C6」という）に対して、①シーズン・オフのため、例年どおり宝塚ファミリーランドの屋外コーナーを撤去すること、また、②フリーランサーとの契約は、いつでも解除できる性質のものであることを理由に、同人らとの契約を解除することもあり得る旨通告した。

A1がこの理由についてB1にただしたところ、B1は「貴君と当プロ間の契約は、フリーランス契約である以上、当プロの都合で契約を終了するにあたり、理由は特に説明する必要はない」旨述べた。しかし、A1はこれに納得せず更に説明を求めたところ、B1は、「西上プロの都合により私が判断するものであり、未だフリーランス契約にサインすらしていない嫌いな人とは契約せず、好ましい人とのみ契約を継続して行く方針である」旨述べた。

- (2) その後、B1がA1をはじめ他のフリーランサー数名に人員整理問題をもちかけてきたため、50年10月10日、A1ら7名のフリーランサーは組合を結成し、同日、西上プロに対して結成の通知をするとともに、前記通告問題、人事に関する同意約款等について、同月13日に団交を開催するよう申し入れた。

その翌日B1は、「組合といっても実態が明らかでなく、労働法上の組合かどうか分からない。組合規約、名簿を提出してもらったうえで話合いのルール、すなわち日時、場所、人数、方法を決めたい」旨述べた。

これに対して組合が、「組合規約、名簿は組合内部の問題である」とB1に説明した結果、同人は13日の交渉に応じた。

(3) 同月13日午前11時ごろから翌14日午前1時ごろまで、宝塚ヘルスセンター内で組合と西上プロとの間で交渉が開催された。この交渉には組合からA 1ら5、6名が、また、西上プロ側からB 1が出席した。

この交渉の結果、組合要求のうち「組合員との契約、組合員の画料、労働条件等について、組合と協議・合意の上実施することとし、一方的に解雇（契約解除）したり、画料や労働条件の変更をしないこと」について、B 1はこれを了承し、その旨記載した書面を組合に手渡した。

(4) 翌14日、西上プロは、組合に対して協議を申し入れた。その主な内容は、次のとおりである。

① 宝塚ファミリーランドのコーナーは常設であるので、天候、曜日、客数にかかわらず、最低3名の自主常駐者が必要であり、午前10時より午後5時まで諸君達により自主常駐者を選出する件

② 上記について、西上プロの管理者はもちろん協力するが、諸君達に自主性がないならば現人員より3名の人員整理を行う件

③ C 2及びA 4は嘱託フリーランサーであり、西上プロの管理面に責任があるので、組合員からははずす件

④ 上記2名のものが組合員として活動するならば、来年専門職を設置する。そのためには経費がかさむので、来年度の画料を20%引下げる件

(5) 10月21日、組合と西上プロとの間で第2回目の交渉が開催されたが、組合は、上記の件につきB 1から納得いく説明がなく受け入れられないとして懸案事項となった。また、その席上、組合は、西上プロが10月1日付けで行ったA 1及びC 6に対する前記通告を撤回するよう求めたところ、B 1はこれを受け入れ、その旨記載した書面を組合に手渡した。

(6) 同月27日、西上プロはA 1、C 6の両名に対して、「同月13日及び21日の話し合いは、組合の脅迫による結果行われたものであり、両日交わされた確認書は、すべてB 1が強制的に署名押印させられたものであるから取り消す。また、フリーランス契約を解除する」

旨の書面を郵送した。

(7) 同月29日、組合は西上プロに上記契約解除問題について団交を開催するよう申し入れた。

(8) 11月1日午前11時ごろ、組合は西上プロが上記交渉を拒否したため、宝塚ファミリーランドの似顔絵コーナーにある組合掲示板に、「不当解雇を撤回せよ」と記したビラを貼付した。

同日午後4時過ぎ、阪急宝塚経営部のB2係長とB3の2名が同コーナーにきて、組合の上記行為は客に不愉快な感じを与え、また、西上プロとの契約内容からして、好ましくないので、ビラを撤去するよう組合に要請した。

しかし組合は、阪急が西上プロとの話合いに努力せず、組合に対して一方的に制限を加えてくることは納得できないとして、ビラを撤去することに応じなかった。

なお、組合は10月13日の前記交渉で、宝塚ファミリーランドの似顔絵コーナーに組合掲示板を設置することにつきB1より承認を得て、11月1日から同コーナーに組合掲示板を設置していた。

(9) 11月2日、阪急は西上プロに対して、似顔絵マンガ営業契約書第6条第1号及び第3号に該当する行為があったとして契約の解除を申し入れ、西上プロはこの申し入れを承諾した。

そこで同日午後5時ごろ、B1は宝塚ファミリーランドにいたC2（当時、副組合長）に対して、阪急が契約を解除したので荷物を持って帰るように電話で指示した。

(10) 同月3日、組合は阪急に対し契約解除は不当であるとして抗議するとともに、契約解除の撤回及び団交の申し入れを書面で行った。

しかし阪急は、契約解除の件は、同社と西上プロとの問題であって交渉に応じる必要がないとして、これを拒否した。

また、翌4日、組合は西上プロに対しても、阪急との契約解除の件につき団交を行うよう申し入れた。しかし西上プロは、組合と話し合ったところで宝塚ファミリーランドのコーナーは帰ってこないといって、これに応じなかった。

- (11) J・R・Eは、宝塚ファミリーランド内での上記のような紛争がエキスポランドに波及することをおそれ、エキスポランドでの似顔絵コーナーを閉鎖することとし、西上プロもこれに同意した。この結果、エキスポランドの似顔絵コーナーも11月6日をもって閉鎖された。

なお、J・R・Eと西上プロとの間で正式に契約解除が行われたのは、翌51年2月13日である。

- (12) 50年11月5日から6日にかけて、西上プロは、宝塚ファミリーランドの各フリーランサーに対して、「阪急との似顔絵営業に関する契約が11月2日付けで解除されたため、当プロの営業を縮小せざるを得なくなったので、フリーランス契約を解除する」旨、また、エキスポランドの各フリーランサーに対しては「エキスポランドの似顔絵営業成績が不振で、シーズン・オフにもなるので11月6日をもって閉鎖せざるを得なくなった。宝塚ファミリーランド、エキスポランドの両似顔絵コーナーがなくなった以上、当プロの営業を縮小せざるを得なくなったので、フリーランス契約を解除する」旨、それぞれ通知した。

なお、その後西上プロは、似顔絵の注文があったときは、非組合員であった数名とその注文のたびに契約を結び、仕事を続けている。

- (13) 11月18日及び同月21日、組合と西上プロとの間で交渉が行われた。この席上B1は、阪急との契約解除の経過を説明し、また、組合員の契約解除（解雇）撤回及び三重県での出張業務等の問題についても話し合いが行われた。

すなわちこの席上組合は、「今回の解雇は生活基盤の破壊である」と述べて、組合員に対する契約解除の撤回を要求したが、B1は仕事がないとってこれを拒否した。そこで組合は、11月25日から12月8日まで三重県で延べ100日分の出張業務の仕事があるではないかといって追求した。

しかしB1は、三重県での仕事はそれかぎりの仕事であり、根本的な解決とはならない、との旨返答した。

- (14) 同月25日、三重県津市の某ホテルで行われた組合との交渉で西上プロは、10月27日付

けで行ったA 1及びC 6に対する契約解除並びに11月 5 日及び6 日付けで行ったA 2、A 4、A 3及びA 5に対する契約解除を撤回する旨回答し、A 1ら数名の組合員及び非組合員によって三重県での業務が行われた。

なお、三重県での仕事は12月 8 日で終了し、西上プロではそれ以降の仕事の予定がなかったが、西上プロは組合に、「12月 9 日以降の身分上の問題については誠意をもって協議して行く」旨を記載した書面を差し出した。

- (15) 12月20日、交渉が開催されたが西上プロは、「仕事の量が少なく仕事が継続できないので、12月 9 日付けで再度契約を解除する」旨通告した。

## 第2 判断

### 1 西上プロとフリーランサーとの関係

- (1) 組合は、西上プロとフリーランサーの間には使用従属関係があり、西上プロは労働組合法上の使用者たる地位にあると主張する。

これに対して西上プロは、フリーランサーとの間に交わされたフリーランス契約は、双方の合意に基づき成立した請負契約であり、同人らに契約当事者としての誠意を求めたことはあっても、それによるなんらの拘束・規制を加えたことはなく、同人らは全く自由に営業ができる立場にあり、したがって、西上プロとフリーランサーの間には、使用従属関係は存在しない、と主張する。

- (2) そこで、西上プロとフリーランサーとの関係についてみると、前記認定によって次のような事情が認められる。

- ① フリーランサーになるために提出する誓約書の内容は、西上プロに対する一方的な誓約であること
- ② 画料は、西上プロが事実上一方的に決定していたと認められること
- ③ 西上プロは、フリーランサーの参加場所を一方的に宝塚ファミリーランド又はエキスポランドのいずれかに振りあてていること
- ④ 西上プロはフリーランサーに似顔絵制作業務に付随する各種の業務を適宜行わせ、また、週 3 日以下しか参加しないフリーランサーには、その週の画料を契約画料より

低い額で支給していたことがあること

⑤ 西上プロは、フリーランサーに対して日曜・祭日等はできるだけ参加するよう要請し、また、出張業務にあたらせていたこと

⑥ 西上プロは、フリーランサーに対して「君の絵はデフォルメし過ぎる」等似顔絵制作上の注意を与えていたこと

以上のような諸事情からみて、西上プロはフリーランサーに対してある程度の制約を加えていたことが認められる。

(3) しかしながら、画料の一方的な決定や似顔絵の制作場所の指定については、これと同種の事情が本件類似の契約においても一般に見受けられるところであり、また、似顔絵制作上の注意も、制作技術での助言程度のものであって西上プロのフリーランサーに対する業務上の指示とまでみることはできない。

(4) 更に、西上プロはフリーランサーに対して、日曜・祭日等にはできるだけ参加するよう要請していた事実は認められるものの、前記認定からみて日曜・祭日には必ずしも全員の参加はなく、50年10月19日、同月26日及び11月2日の各日曜日の平均参加率は、72.2%にとどまっており、また、西上プロはフリーランサーに対して参加日、参加曜日、参加時間を指定した事実も全く見受けられない、

以上のことからみて、フリーランサーの似顔絵コーナーへの参加は、同人らの自由意思に委ねられていたものと考えられる。

(5) また、西上プロはフリーランサーに対して、①出張業務に従事させていたが、それも年間一人平均数回にしか過ぎないこと、②週3日以下しか参加しなかった場合、その週の画料を割り引いたことはあるが、49年12月以降はそのような事実が認められないこと、更に、③社員とフリーランサーとでは、雇用保険、精・皆勤手当、ボーナス及び退職金の有無、並びに税法上の取扱いも異なっていること、などの諸事情が認められる。

(6) 以上要するに西上プロは、フリーランサーに対して業務の遂行上ある程度の制約を加えていたものの、フリーランサーが西上プロの指揮命令のもとに、似顔絵制作業務に従事していたとまでいうことはできず、西上プロとフリーランサーとの間に使用従属関係

が存在したとは認め難い。よって、西上プロは本件被申立人適格を有しないものと判断せざるを得ない。

## 2 阪急及びJ・R・Eとフリーランサーとの関係

- (1) 組合は、フリーランサーと阪急及びJ・R・Eの間には使用従属関係があり、阪急及びJ・R・Eは労働組合法上の使用者たる地位にあると主張する。
- (2) これに対してまず阪急は、同社とフリーランサーの間には雇用関係はなく、阪急は労働組合法第7条にいう使用者には該当せず、よって阪急に対する本件申立ては却下されるべきであると主張する。

そこで、阪急とフリーランサーとの関係についてみると、阪急は「似顔絵マンガ営業契約」に基づき、西上プロに対して宝塚ファミリーランドの一部を似顔絵コーナーとして貸与し、その代償として西上プロは阪急に手数料(場所代)を支払っていたに過ぎず、また、阪急とフリーランサーとの間に雇用契約が存在しなかったことはもちろん、阪急がフリーランサーの得る収入、その他似顔絵制作のための諸条件について、直接的に規制していた事実も認められない。したがって、阪急とフリーランサーの間には使用従属関係は認められず、よって阪急は本件被申立人適格を有しない。

もっとも、阪急は西上プロを通じてフリーランサーに対して、「似顔絵マンガ営業契約」第7条第2号に基づき、似顔絵制作中は「名札」を付けるよう指示したり、「宝塚ファミリーランド」と明記してある紙袋に、似顔絵を入れて客に手渡すよう指示している等の事実はあるが、これらのことをもって前記判断を左右するものとはなり得ない。

- (3) 次に組合は、J・R・Eとフリーランサーの間には使用従属関係があると主張するが、それを裏付ける疎明がなく、よって組合の主張は認められない。

## 3 結論

以上のとおり、西上プロ、阪急、J・R・Eとフリーランサーの間には、いずれも使用従属関係が認められないから、組合の本件申立ては、却下せざるを得ない。

以上の事実認定及び判断に基づき、当委員会は、労働委員会規則第34条により、主文のとおり決定する。



昭和54年 7 月19日

大阪府地方労働委員会

会長 川 合 五 郎